

部 局 等	交付金事業 者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
されている費用に交付金を充当しており、交付金事業の交付対象事業費を計 341,997,308 円であるなどとして、総務本省又は4県に実績報告書を提出し、総務本省又は4県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計 294,347,229 円の交付金の交付を受けていた。 しかし、交付対象事業費等について、実際の光熱費の高騰分ではなく、実施計画に記載した見込みの光熱費の高騰分等を実績報告書に計上していたこと、国の補助事業の実績報告書に基づく金額等を交付金の実績報告書に計上すべきところ、それとは異なる金額を過大に計上するなどしていたことにより、交付金計 114,444,598 円が過大に精算されていて、不当と認められる。 このような事態が生じていたのは、^(注4)3事業主体において交付対象事業費等の算定に対する理解が十分でなかったこと、^(注5)3事業主体において交付対象事業費等の確認が十分でなかったこと、総務本省及び4県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。 (注4) 3事業主体 神奈川県、小諸、岡山両市 (注5) 3事業主体 岩沼、相模原、鎌倉各市 前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。 <事例2> 神奈川県は、令和5年度に、県有施設等においてコロナ禍における原油価格・物価高騰等により光熱費が高騰したため、光熱費の対3年度比の高騰分に交付金を充当することにより適切な維持管理を図ることなどを目的として、県立障害福祉施設入所児者処遇費等11事業を事業費計 159,397,000 円(交付金充当経費同額)で実施したとして、総務本省に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。 しかし、同県が提出した実績報告書等を確認したところ、11事業の全てについて、実際の光熱費の対3年度比の高騰分ではなく誤って実施計画に記載した見込みの光熱費の高騰分等が計上されており、事業費が過大に計上されていた。そこで、上記の11事業について実際の5年度における光熱費の対3年度比の高騰分に基づきそれぞれの適正な事業費を算定すると計 67,605,214 円となる。 したがって、前記の事業費 159,397,000 円との差額 91,791,786 円(交付金充当経費同額)が過大に精算されていた。							
(20)–(33)の計				1,233,854	1,179,854	159,597	159,597

(2) 利用者向けデジタル活用支援推進事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 47,147,000 円

情報通信利用促進支援事業費補助金(利用者向けデジタル活用支援推進事業)は、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年総情促第28号)等に基づき、情報通信技術を用いた情報の活用(以下「デジタル活用」という。)に係る機会又は必要な能力における格差を是正するために、デジタル活用

に関する支援を要する者に対し、デジタル活用による行政手続におけるサービスその他のデジタル活用による国民生活におけるサービスの利用方法に関する助言、相談その他の必要な支援を行う事業(以下「デジタル活用事業」という。)の費用を助成する事業を行う補助事業者に対して、国が交付するものである。そして、補助金の交付を受けた補助事業者は、デジタル活用事業を実施する間接補助事業者(事業主体)に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助している。

本院が15事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
					千円	千円	千円	千円
(34) 総務本省	デロイト トーマツ ファイナン シャルアド バイザリー 合同会社	株 式 会 社 HONKI	利用者向 けデジタ ル活用支 援推進事 業	4、5	274,926	237,527	83,757	47,147

株式会社 HONKI(以下「会社」という。)は、デジタル活用事業であるスマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等を行う講習会として、令和4年度に36事業を事業費計51,101,834円(補助対象事業費同額、国庫補助金交付額44,958,000円)、5年度に146事業を事業費計223,825,150円(補助対象事業費同額、国庫補助金交付額192,569,000円)、両年度計182事業を事業費合計274,926,984円(補助対象事業費同額、国庫補助金交付額計237,527,000円)で実施していた。

補助事業者が定めて総務大臣の承認を受けた4、5両年度の情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程等によれば、補助対象事業費は、人件費、委託費及びその他諸経費とされており、スマートフォンのレンタル料等をその他諸経費として計上できることとされている。

会社は、4、5両年度の実績報告書において、講習会で使用するスマートフォンをレンタルするなどしたとして、これらに要したとする経費(4年度計13,605,420円、5年度計70,152,200円、合計83,757,620円)をそれぞれ補助対象事業費に計上した実績報告書等を補助事業者に提出し、補助事業者による審査を経て、補助金の額の確定を受け、これにより補助金の交付を受けていた。

しかし、会社は、実際には、4、5両年度に実施した182事業において、既に保有するなどしていたスマートフォンを利用して講習会を実施しており、スマートフォンをレンタルするなどしたとする虚偽の発注書等を作成するなどして、これらを証拠書類として実績報告書に添付していた。

したがって、上記の182事業について、スマートフォンのレンタル等に要したとする経費を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計191,169,364円となり、補助対象事業費274,926,984円との差額83,757,620円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額47,147,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、補助事業者において実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。